

国際財務報告基準 (IFRS) 適用の現状とその経緯

Current Status and History of IFRS Adoption

阿 部 仁*

Hitoshi ABE

1. はじめに

日本では2010年3月期から上場会社の連結財務諸表に国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: 以下IFRSとする) の任意適用が条件付きで認められ、日本電波工業株式会社がその適用第一号となった。その後、2013年にはIFRSの適用要件が大幅に緩和され、すべての上場会社等の連結財務諸表にIFRSの任意適用が可能となり現在に至っている。日本の上場会社が適用できる会計基準は日本基準、国際財務報告基準 (IFRS)、修正国際基準 (JMIS)、米国基準の4つであり、一定の要件のもと、会社が選択できるようになっている。多くの会社が日本基準を選択する中、IFRSを適用する上場会社も徐々に増加しているものの、2022年6月時点で247社であり、上場会社3,770社のうち約6.7%にとどまっている。また近年ではIFRSを適用する会社の増加率は鈍化傾向にある。今後、日本企業がグローバル社会で活動するためには、会計基準としてIFRSを適用しておく方が望ましいと考えられる。また海外投資家や海外企業が日本企業や日本のビジネスに興味・関心を持つには、あるいはIFRSを作成する国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: 以下IASBとする) にさまざまな政策提言を行うには、日本が国をあげてIFRS適用を推進していること、その適用会社数が増えていることが極めて重要である。

本稿は、日本のIFRS適用の現状を概観し、これまでのIFRS適用に関する取り組みについてまとめ、今後IFRSを日本企業に広めていくためには何が必要なのか、その検証の準備段階としたい。

2. 日本のIFRS適用会社数の現状

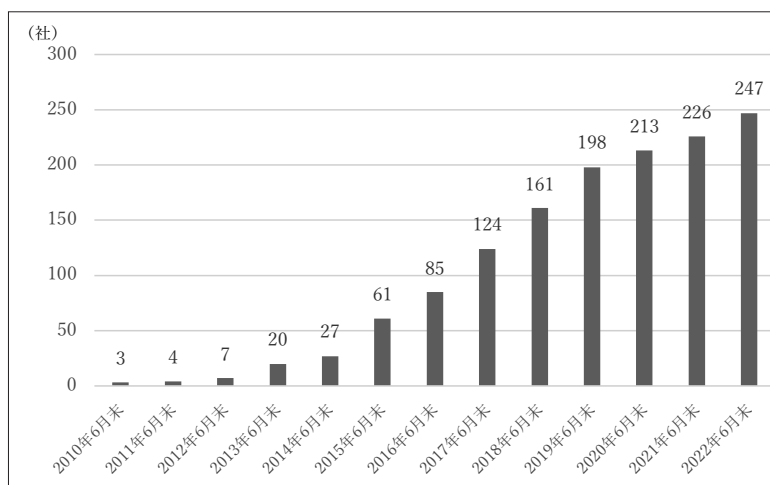
東京証券取引所によれば、2022年6月末現在のIFRSを適用する上場会社数は247

* 経営総合学科－会計学

Department of Management Synthesis - Accounting

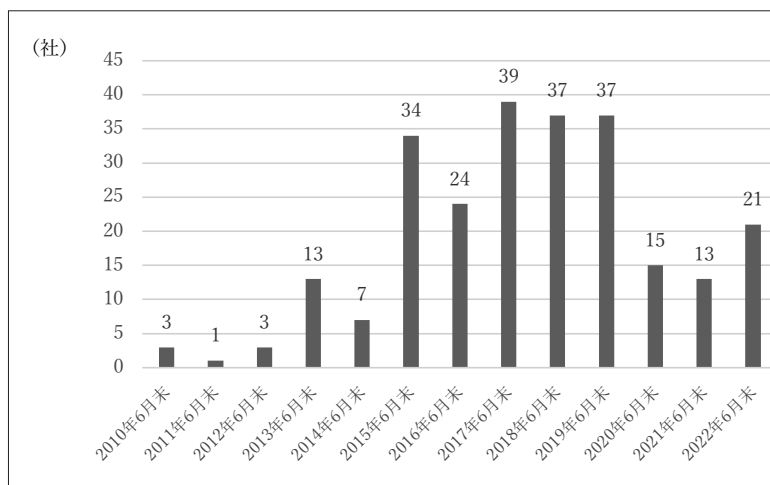
社であり、すでに適用を決定している会社は12社、適用を検討している会社は5社である¹。IFRS適用会社数は2010年3月期の適用開始から増加傾向にあるが、図表2-1、図表2-2に示すように、その伸び率は近年鈍化傾向にある。

図表2-1. IFRSを適用する上場会社数の推移



出典：株式会社東京証券取引所『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」開示内容の分析』（2022年7月22日）をもとに作成。

図表2-2. IFRSを適用する上場会社の1年あたりの増加数



注：各年6月末日までの1年間の増加会社数を示している。

出典：株式会社東京証券取引所『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」開示内容の分析（2022年7月22日）』をもとに作成。

東京証券取引所の33業種分類で区分した場合のIFRS適用会社数の状況は図表2-3のとおりである。特定の業種においては国内の基準が優先されるため、適用会社がゼロの業種（鉱業、パルプ・紙、倉庫・運輸関連業、海運業、銀行業の5業種）も存在している。

図表2-3. IFRS適用上場会社の業種別状況

業種	上場会社数	IFRS適用会社数※	IFRS適用会社の割合
水産・農林業	12	1	8.33%
鉱業	6	0	0.00%
建設業	154	1	0.65%
食料品	123	13	10.57%
繊維製品	50	3	6.00%
パルプ・紙	24	0	0.00%
化学	214	16	7.48%
医薬品	73	20	27.40%
石油・石炭製品	11	1	9.09%
ゴム製品	19	5	26.32%
ガラス・土石製品	55	3	5.45%
鉄鋼	42	4	9.52%
非鉄金属	35	2	5.71%
金属製品	90	3	3.33%
機械	227	17	7.49%
電気機器	240	29	12.08%
輸送用機器	89	16	17.98%
精密機器	49	7	14.29%
その他製品	110	3	2.73%
電気・ガス業	25	1	4.00%
陸運業	62	2	3.23%
海運業	11	0	0.00%
空運業	5	1	20.00%
倉庫・運輸関連業	37	0	0.00%
情報・通信業	546	40	7.33%
卸売業	307	13	4.23%
小売業	339	10	2.95%
銀行業	80	0	0.00%
証券、商品先物取引業	39	2	5.13%
保険業	14	1	7.14%
その他金融業	35	6	17.14%
不動産業	139	3	2.16%
サービス業	508	36	7.09%
合計	3,770	259	6.87%

注※：IFRS適用会社数にはすでにIFRSを適用している247社に2022年6月末までにIFRS適用を決定して開示した12社も含んでいる（合計259社）。

出典：株式会社東京証券取引所『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」開示内容の分析（2022年7月22日）』をもとに作成。

IFRS適用会社の割合は、各業種の上場会社に対するIFRS適用会社を示している。上場会社全体に占める割合は約6.9%であり決して高いとは言えない。証券取引所や金融庁は、会社数ではなく時価総額を用いて、各業種の上場会社全体の時価総額とIFRS適用会社の時価総額の割合を示すことが多い。時価総額で業種ごとのIFRS適用会社の割合を見た場合、比較的大規模な会社、すなわち時価総額の高い会社がIFRSを適用していることが多いと考えられるため、比率は概して高くなる。ちなみに時価総額で見た場合、全会社に占めるIFRS適用会社の割合は約45%である²。現在、国はIFRS適用会社数そのものの増加を推進しており、時価総額ではなく純粋に会社数でみることが重要である。

図表2-3からIFRS適用会社の割合が高いのは、順に医薬品、ゴム製品、空運業、輸送用機器であるが、ゴム製品（全体19社／IFRS適用会社5社）、空運業（全体5社／IFRS適用会社1社）はともに会社数が少ないことが比率を上昇させている。医薬品は全体73社に対してIFRS適用会社数が20社であり、比較的業界内の会社がIFRSを適用していることがわかる。医薬品は製品自体がグローバル市場を意識したものであり、世界規模で事業展開している会社が多いことが起因していると考えられる。

3. 日本におけるIFRSに対する取り組みの経緯

日本では、2007年の東京合意より、日本基準をIFRSにコンバージェンス（収斂：しゅうれん）させる方針のもと、現在に至るまで、あくまでも日本基準を堅持しこれを国際的な会計基準と遜色のないものにする努力を続けている。一方でIFRSの適用方法や適用対象に関する議論も継続して行っており、現在は上場会社および有価証券報告書を提出する非上場会社の連結財務諸表にのみIFRSを任意適用できるというスタンスをとっている。今後、IFRSを強制適用する可能性も含め、これまでのIFRSに対する日本の取り組み及び基本的な方針をまとめておきたい。

（1）「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」

2009年6月に企業会計審議会企画調整部会が公表した報告書である³。三部構成になっており、「一 会計基準を巡る国際的な動向」「二 我が国の会計基準のあり方」「三 今後の対応に向けて」で構成される。内容は「二 我が国の会計基準のあり方」の「2. 我が国におけるIFRSの適用に向けた課題と取り組み」が大部分を占めており（13ページ／全17ページ）、IFRS適用に向けた課題、任意適用、強制適用について言及されている。

この報告書の特筆すべき点は、条件付きではあるがIFRSの任意適用をわが国で初めて認めたことである。IFRSを任意適用できる企業の要件として示されたのは次の

とおりである。

- ①上場していること。
- ②IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること。
- ③国際的な財務活動又は事業活動を行っていること。

任意適用の時期は「できるだけ早期に」とのことで、2010年3月期とされた。また適用対象については、個別財務諸表が会社法上の分配可能額の計算や、法人税法上の課税所得の計算においても利用されていることを鑑み、連結財務諸表のみが妥当とされた。この考えは現在まで堅持されている。

強制適用に関しても検討されているが、当時アメリカの動向がはっきりしなかったこともあり、その判断は2012年を目途としている。なおIFRSを強制適用する場合も、その適用範囲は上場会社の連結財務諸表のみとすることが妥当とし、3年の準備期間が必要（2012年に強制適用の判断をした場合には2015年または2016年に適用開始）とされた。

この方針を受けて諸規定が改正され、2010年3月期から要件を満たした上場会社の連結財務諸表に限りIFRSが任意適用できるようになったが、初年度に適用したのは日本電波工業株式会社1社のみで、以後も図表2-1、図表2-2で示したように適用会社数はあまり増加していない。

（2）金融担当大臣講和：強制適用決定の延期

2011年6月21日自見庄三郎金融担当大臣（当時）による講和で、IFRS適用決定の判断の延期が発表された⁴。延期に至った背景には東日本大震災等による経済状況の変化や、産業界からの強い要望等があり、その意向を強く反映した政治判断であった。講和の概要は以下のとおりである。

- ・「中間報告」によって2010年3月期以降任意適用が認められたが、その後、国内外で様々な状況変化が生じている。
- ・IFRS適用については、「中間報告」において方向性が示されているが、「中間報告」以降の変化と2010年3月期から任意適用が開始されている事実、EUによる同等性評価の進捗、東日本大震災の影響を踏まえつつ、さまざまな立場から追加の委員を加えた企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議における議論を6月中に開始する。
- ・この議論に当たっては、会計基準が単なる技術論だけでなく、国における歴史、経済文化、風土を踏まえた企業のあり方、会社法、税制等の関連する制度、企業の国際競争力などと深い関わりがあることに注目し、さまざまな立場からの意見に広く耳を傾け、会計基準がこれらにもたらす影響を十分に検討し、同時に国内の動向や

米国をはじめとする諸外国の状況等を十分に見極めながら総合的な成熟された議論が展開されることを望む。

- 一部で早ければ2015年3月期（すなわち2014年度）にもIFRSの強制適用が行われるのではないかと喧伝されているやに聞くと、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5－7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと、2016年3月期で使用終了とされている米国基準での開示は使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」こととする。

大臣講和の要点は次のとおりである。

- ①震災による経済的影響や産業界からの要望、アメリカの動向等を考慮した結果、強制適用に関する決定を当面見送る。
- ②会計基準の適用には国や経済・文化等を十分に考慮する。
- ③強制適用する場合も5－7年の十分な準備期間を取る。
- ④終了予定の米国基準を継続して使用できる。

アメリカがIFRSの国内企業への強制適用に関する決定を当初2011年に実施するとしてが、それが延期されたため日本もそれにならった側面が大きい。当時はまだIFRSに対する拒否反応も強く、特に製造業を中心とした産業界からのIFRS強制適用の延期（反対）という意見も大臣の政治判断に大きく影響している。

産業界からは2011年5月に「我が国のIFRS対応に関する要望」という文書が公表されている⁵。賛同企業・団体・発起人として日本を代表する21社（新日本製鐵、トヨタ自動車、パナソニックなど主に製造業21社）と日本商工会議所の名が連なっている。この文書では以下の2点を強く要望するとしている。

- 上場会社の連結財務諸表へのIFRSの適用の是非を含めた制度設計の全体像について、国際情勢の分析・共有を踏まえて、早急に議論を開始すること。
- 全体の制度設計の結論を出すのに時間を要する場合には、産業界の不要な準備コストが発生しないよう、十分な準備期間（例えば5年）、猶予措置を設ける（米国基準による開示の引き続きの容認）ことが必要。

この時期、中間報告からの流れでIFRS強制適用の可否が議論されていたため、仮に強制となった場合には、早急な対応が求められるなど、動向の不透明さに対応方法の難しさが危惧されていた。会社にしてみれば、会計基準の変更は大きな事務負担が生じ、またシステム変更などコスト面でも無視できないものとなるため、早期の方針の明示と十分な対応期間を求める要望は理解できる。この文書には個別の業界からの要望も添付されており、そこにはIFRSへの否定的な意見が多く記載されている。要

望以上にIFRSそのものに対して嫌悪感をもっていたことをうかがい知ることができる。

なお大臣発言を受けて開催された2011年6月30日の企業会計審議会、企画調整部会との合同開催では、自見大臣自らが出席し、冒頭あいさつとして「IFRS適用に関する検討」について詳細な意見や要望を述べている⁶。繰り返えされているのは、中間報告以降、状況は変わってきており、政治判断としてIFRS強制適用の判断をする予定であった2012年という期限の延期に舵を切ったこと、中間報告の見直しをしっかりとやってほしいということである。

一時、IFRS適用に大きく舵を切るように思われた日本の会計基準であるが、ここで国内議論、産業界からの要望等を考慮しながら足踏み状態になった印象は否めない。

（3）国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）

2011年6月からの企業会計審議会で開催されたIFRS適用に関する議論について整理した文書であり、2012年7月に企業会計審議会が公表した⁷。この報告書では7つの項目（「1. 会計基準の国際的調和」「2. 国際会計基準の適用」「3. わが国としての意見発信」「4. 単体の取扱い」「5. 中小企業等への対応」「6. 任意適用」「7. 原則主義への対応」）に分けて、これまでの議論の経緯や意見等がまとめられている。主要な内容は次のとおりである。

- ・わが国の会計基準は、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。
- ・今後も国際的な情勢を踏まえ、会計基準の国際的な調和に向けた努力を継続すべき。
- ・連単分離、中小企業等への対応、わが国会計基準のあり方を踏まえた主体的なコンバージェンス、任意適用の積み上げを考慮する。
- ・IFRS適用のあり方について、その目的やわが国の経済や制度などにもたらす影響を十分に勘案し最もふさわしい対応を検討すべき。
- ・国際基準の開発に積極的に貢献し、意見発信することが重要。

審議会では、特に「2. 国際会計基準の適用」に関する意見が多く、「会計はその国の社会、経済、法律、文化、商習慣等をもとに制定されている」という会計基準に関する基本的な考え方が強調されており、グローバル基準に対する批判的な意見もみられる。日本の会計基準の基本理念と考えを異にする国際ルール（IFRS）を適用することの難しさを改めて浮き彫りにしている。

会計基準はIFRSへ収束する方向で進む世界的な動向と、日本の従来の会計思想を守ろうとする国内の保守思考との対立が垣間見られ、審議会としての方向性を示す難しさを感じ取ることができる。

(4)「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」

2013年6月に企業会計審議会が公表した9ページの報告書である⁸。この報告書は「中間的論点整理」以後の国際的な動向を鑑みて、わが国のIFRSに関する今後の方針をまとめたものである。

アメリカSECが2012年にスタッフによる最終報告⁹を出し、アメリカ国内企業にIFRSを強制適用しない方針がみえてきたため、日本もこの報告書において今後のIFRS適用に関する方針を明確にした。その内容は次のとおりである。

- ・IFRS強制適用について判断すべき状況ではない。
- ・IFRS適用会社の積み上げが重要。
- ・修正国際基準（JMIS）の導入。
- ・単体開示の簡素化。

重要な点はIFRS政策への日本の発言力を強化するためにIFRS任意適用会社の範囲を拡大したことである。前述した2011年の中間報告でIFRS適用会社に求めている3つの要件、すなわち①上場していること、②IFRSによる連結財務諸表の適正性確保への取組・体制整備をしていること、③国際的な財務活動又は事業活動を行っていること、のうち②以外の2つの要件が撤廃された。これにより図表3-1に示すように、IFRS任意適用可能な会社数は621社から4,061社へと大幅に増加することとなった。

図表3-1. IFRS適用会社数の変化

単位:社			
有価証券報告書 提出企業数 (注1) 4,061	上場企業数 (注2) 3,550	外国に資本金20億円以上の 連結子会社を有する企業数 621	IFRS 適用企業数(注3) 20
		外国に資本金20億円以上の 連結子会社を有しない企業 数 2,929	
	非上場企業数 511		

(注1)関東財務局HP「有価証券報告書受理件数(平成25年3月11日現在)より

(注2)平成25年3月31日現在

(注3)IFRS任意適用済企業12社と適用予定公表企業8社(平成25年5月22日現在)

出典：企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議（2013年5月28日）資料1「IFRS任意適用要件の緩和について」p.3より抜粋。

この報告書に先立ち、自由民主党・企業会計に関する小委員会は、「国際会計基準への対応についての提言」をまとめている¹⁰。この提言はそれまでのIFRSへの日本の対応について概観し、以下の具体的方向性に立った対応を行うべきとしている。

- IFRSに対する姿勢の明確化。
- 任意適用の拡大。
- わが国の発言権の確保。
- 企業負担の軽減。

政権が民主党（2009年6月－2012年12月）から自由民主党に変わったことも影響していると考えられるが、安倍政権で国際化への対応が本格化してきた感がある。日本経済団体連合会も2013年3月26日開催の企業会計審議会に資料として「国際会計基準（IFRS）への当面の対応について」を提出¹¹、同年6月には「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的考え方－国際会計基準の現状とわが国の対応－」を公表している¹²。その中で以下の点を提言している。

- 日本基準の品質維持・向上に向けた枠組み。
- IASBとの関係強化。
- 任意適用の継続と円滑な拡大。
- IFRS受入れ手続きの明確化。
- 金融商品取引法開示の連結ベースへの一本化。

「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」において、IFRSを適用できる対象会社が拡大されるとともに、任意適用会社の拡大方針がより具体的に示された。大臣講話以降、一時、IFRSそのものにマイナスイメージが持たれていた時期もあったが、政権が変わり、震災からの復興等、社会・経済の変化にも後押しされ、日本の会計基準も国際化に向けて再び動きだすこととなった。

（5）「日本再興戦略改訂2014」以降

2014年6月に政府・日本経済再生本部から公表された「日本再興戦略改訂2014－未来への挑戦－」では「IFRSの任意適用企業の拡大促進」として下記のような提言がなされている¹³。

- 2008年のG20首脳宣言において示された、会計における「単一で高品質な国際基準を策定する」との目標の実現に向け、IFRSの任意適用企業の拡大促進に努めるものとする。
- また、従来進めてきた施策に加え、IFRSの任意適用企業がIFRS移行時の課題をどのように乗り越えたのか、また、移行によるメリットにどのようなものがあったの

か、等について、実態調査・ヒアリングを行い、IFRSへの移行を検討している企業の参考とするため、「IFRS適用レポート（仮称）」として公表するなどの対応を進める。

- ・上場企業に対し、会計基準の選択に関する基本的な考え方（例えば、IFRSの適用を検討しているかなど）について、投資家に説明するよう東京証券取引所から促すこととする。

上記の提言にもとづき2015年4月、金融庁によって「IFRS適用レポート」がまとめられた。このレポートは企業にアンケート調査を実施し、その結果から当時のIFRSの状況について記述されたものである¹⁴。また決算短信の作成要領が改定され、年度の決算短信で「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の記載が要請されるようになり、東京証券取引所がその開示内容の分析結果を公表するようになった。

以後、政府がまとめる「日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－」、
「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」においても、また金融庁事務局が審議会等の資料としてまとめる「IFRSを巡る変遷と最近の状況」等、各種報告書においても、わが国のIFRS対応への方針は次の4点が繰り返し主張されている。

- ・IFRS任意適用会社の拡大促進。
- ・IFRSに関する国際的な意見発信の強化。
- ・日本基準の高品質化。
- ・国際会計人材の作成。

2021年3月に政府から公表された「成長戦略フォローアップ」においても「11.コーポレートガバナンス改革」の項目で、これまでと同様の考え方が記載されている¹⁵。

「我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、日本基準の高品質化に取り組むとともに、IFRSに関する今後のプロジェクトの協議等において我が国の考え方をIFRSに反映する努力を強化することを含め、我が国企業のIFRSへの移行を容易にするための更なる取り組みを進めることによりIFRS任意適用企業の拡大を促進する。さらに、国際会計人材を育成し、国際的な基準策定等に参画する。」

にもかかわらず、日本においてIFRS適用会社数が伸び悩んでいる要因はどこにあるのだろうか。

4. まとめ

本稿では、わが国のIFRS適用の状況を概観し、これまでのわが国のIFRSに対する取り組みについて、金融庁や企業会計審議会などから出された報告書をもとに紐解い

てきた。

現在、IFRSは世界の多くの国や地域で適用されており、その影響力は非常に大きくなっている。日本はその使用を強制してはいないが、上場会社等の連結財務諸表への任意適用を容認し、会社を選択できる体制を取っている。国は任意適用会社数を増加させ日本企業のグローバル化を後押しするとともに、適用会社が増加することによるIASBへの意見発信の強化を掲げてきた。しかし、これまでみてきたように、ここ数年、IFRSを新たに適用する会社が増えていない。その原因はさまざまであるが、政府や金融庁の方策と会社の置かれている現状、会計に対する考え方にギャップがあるのは事実である。今回の振り返りをもとに、そのギャップはどこにあるのか、ギャップを埋めるためには何が必要かを改めて検証してみることとしたい。

注

- 1 株式会社東京証券取引所『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析』（2022年7月），p.4。
- 2 2022年6月末時点，東京証券取引所調べ。
- 3 金融庁 企業会計審議会企画調整部会「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（2009年6月16日）。
- 4 金融庁 金融担当大臣 自見庄三郎「IFRS適用に関する検討について」（2011年6月21日）（<https://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20110621-1.html>）。
- 5 新日本製鐵株式会社他20社「我が国のIFRS対応に関する要望」（2011年5月25日）。2011年6月30日実施の企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議に資料4として提出された。
- 6 金融庁 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議（2011年6月30日）大臣挨拶（https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousou/hatsugen/soukai/20110630/01.pdf）。
- 7 金融庁 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまで議論（中間的論点整理）」（2012年7月2日）。
- 8 金融庁 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月19日）。
- 9 U.S. Securities and Exchange Commission, “SEC Staff Publishes Final Report on Work Plan for Global Accounting Standards”（2012/7/13）。
- 10 自由民主党 政務調査会 金融調査会 企業会計に関する小委員会「国際会計基準への対応についての提言」（平成25年6月13日）。
- 11 日本経済団体連合会「国際会計基準（IFRS）への当面の対応について」（企業会計審議会（2013年3月23日）資料5）。
- 12 日本経済団体連合会「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的な考え方―国際会計基準の現状とわが国の対応―」（2013年6月10日）。
- 13 日本経済再生本部「日本再興戦略改訂2014」（2014年6月24日），p.78。
- 14 金融庁「IFRS適用レポート」（2015年4月15日）。
- 15 政府官邸「成長戦略フォローアップ」（2021年6月18日），pp.78-79。

参考文献

- U.S. Securities and Exchange Commission. “*SEC Staff Publishes Final Report on Work Plan for Global Accounting Standards*” (2012/7/13).
- 株式会社東京証券取引所『「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析』(2022年7月)。
- 金融庁 企業会計審議会 企画調整部会「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」(2009年6月16日)。
- 金融庁 金融担当大臣 自見庄三郎 講話「IFRS適用に関する検討について」(2011年6月21日)。
- 金融庁 企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議(2011年6月30日) 大臣挨拶。
- 金融庁 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまで議論（中間的論点整理）」(2012年7月2日)。
- 金融庁 企業会計審議会「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」(2013年6月19日)。
- 金融庁「IFRS適用レポート」(2015年4月15日)。
- 自由民主党 政務調査会 金融調査会 企業会計に関する小委員会「国際会計基準への対応についての提言」(2013年6月13日)。
- 新日本製鐵株式会社他20社「我が国のIFRS対応に関する要望」(2011年5月25日)。
- 政府官邸「成長戦略フォローアップ」(2021年6月18日)。
- 日本経済団体連合会「国際会計基準（IFRS）への当面の対応について」(2013年3月23日開催の企業会計審議会提出 資料5)。
- 日本経済団体連合会「今後のわが国の企業会計制度に関する基本的な考え方～国際会計基準の現状とわが国の対応～」(2013年6月10日)。
- 日本経済再生本部「日本再興戦略改訂2014－未来への挑戦－」(2014年6月24日)。
- 日本経済再生本部「日本再興戦略改訂2015－未来への投資・生産性革命－」(2015年6月30日)。
- 日本経済再生本部「未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－」(2017年6月9日)。